

ポイント判定方針

基本方針

- 2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に実施される事業のみを判定の対象とする。
- 様式9に記載する事業については、申請があった場合にのみ、判定の対象とする。
- 同一の事業が複数の項目に該当する内容であったとしても、ポイントの加算対象となるのは1項目のみとする。
- 特定の項目に該当する事業については、特定の項目における認定を優先する。

【例】 子育て講座の開催は、「その他保護者支援施策の実施」に該当するものであるが、「子育て講座の園での実施」という特定の項目に該当するため、「子育て講座の園での実施」という特定の項目で判定する。

- 「その他保護者支援施策の実施」、「その他地域との協働活動の実施」、「その他食育への取り組み」、「その他専門性向上への取り組み」の4項目については、認定を1事業に限定する。各項目には小項目を設けており、複数の小項目を申請することも可とするが、その場合、申請内容自体はすべて認定できる場合であっても認定は1事業のみとする。
- 確認書類は、周知文、依頼文、要請文によるものとし、右上に申請項目の番号を記載して提出することを要する。また、申請時点において未実施のものを申請する場合のみ、計画書も可とする。ただし、計画書には、事業の実施時期及び内容が具体的に記載されていることを要する。

写真以外の確認書類がない場合は、写真も可とするが、その場合は、必ずA4コピー用紙にプリントし、実施日を記載して提出することを要する。

なお、申請と関係のない内容を含む書類を確認書類として提出する場合は、申請に係る内容が記載された箇所をペンで囲む等、特定された状態であることを要する。

【例】 施設開放の確認書類として、日程が掲載された園だよりを提出する場合、施設開放に係る掲載箇所を赤ペンで囲む 等

項番1 年末・年始保育の独自実施

- 12月29日から1月3日のいずれか1日でも保育を独自実施している場合は、ポイントの加算対象とする。ただし、1月4日以降の平日に休園日（半日保育を含む）を設定している場合は、ポイントの加算対象にしない。

項番4 その他保護者支援施策の実施

- 園が主体的に実施するものをポイントの加算対象とする。保護者会と共催で実施するものについては、園が運営に関与していることが書類で確認できる場合のみ、ポイントの加算対象とする。

- 懇談会，面談，家庭訪問，園便り・クラス便り等の発行，保育参観又は保育参加の実施，親子遠足，子育て相談，図書の貸出しは，通常保育の範囲内であるため，ポイントの加算対象にしない。
- 絵本の読み聞かせ会等は，本項目においてポイント加算の対象とする。ただし，その分野の専門家等を招いて実施する場合は，「6 子育て講座の園での実施」でのポイント加算も可能とするが，本項目との重複認定は不可。
- 給食だより，食育通信，レシピ集の発行等は，別項目「13 その他食育への取り組み」でのみポイントの加算対象とする。
- 施設開放は，園庭，プール，図書室などの園の施設開放をポイントの加算対象とする。ただし，同日に園庭とプールを開放している場合は1回とみなす。確認書類によって年10回以上の施設開放を行っていることが推測できる場合は，具体的な施設開放日がすべて記載されていなくても，ポイントの加算対象とする。

【例】園庭開放日が「毎週月曜日」のように，曜日で指定されており，周知文からも年間10回以上の園庭開放を行っていることが明らかな場合。

<その他却下例>

- ・安全対策が講じられていない常時開放（理由：安全管理上問題があるため。）
- ・イベント時の施設開放

項番5 出前保育の実施

- 児童館，公園等に保育士が出向き，地域の乳幼児を対象に保育を実施する場合にポイントの加算対象とする。
- 園外保育のように園児のみを対象とした事業については，ポイントの加算対象としない。

<その他却下例>

- ・出先で保育士が保育を実施しない場合
- ・保育士が地域祭り等のイベントに出向く場合 ⇒「8 その他地域との協働活動の実施」で認定

項番6 子育て講座の園での実施

- 保育園が主体となって開催する子育て講座であって，講師及び講座の内容が確認できる場合にポイントを加算する。
- 講座の対象者が園児の保護者のみの場合でもポイントの加算対象とする。
- 演劇や音楽の鑑賞，絵本の読み聞かせ会等については，園の職員によるものではなく，その分野の専門機関等に依頼し，実施するものについてのみ，ポイントの加算対象とする。
- 離乳食作り講習会や試食会等の開催もポイント加算の対象とするが，別項目「13 その他食育への取り組み」との重複認定は不可。

項番 7 小規模保育事業所等との連携

- 小規模保育事業所等と「①集団保育の提供及び保育内容の相談支援」、 「②代替保育の提供」、 「③3歳児（地域型保育事業所の卒園児）の受入れ」について連携協定を締結している場合は、ポイントの加算対象とする。
- 複数の小規模保育事業所等と各項目について連携協定を締結し、結果として3つの連携項目すべてを実施している場合も、30ポイント加算対象とする。（例：A小規模保育事業所と①、③の連携協定を締結。B小規模保育事業所と②の連携協定を締結している場合等）
- 小規模保育事業所等と相談や情報交換をしているが、連携協定を締結していない場合は、ポイントの加算対象としない。

項番 8 その他地域との協働活動の実施

- 保育園の周辺地域との協働活動をポイントの加算対象とし、全市レベルや複数の行政区合同等、広域な範囲での活動はポイントの加算対象としない。
- イベントについては、主催者又は出演者として積極的に参加していることが認められる場合にのみポイントの加算を認める。
- 小学校、中学校、高等学校へ園児が訪問する事業については、「10 小・中・高等学校との交流」において、ポイントの加算対象とする。
- 町内会等の地域会合への出席及び来賓としての地域イベントへの参加は、ポイントの加算対象としない。
- 絵本の読み聞かせ会等は、「4 その他保護者支援施策の実施」において、ポイント加算の対象とする。ただし、その分野の専門家等を招いて実施する場合は、「6 子育て講座の園での実施」でのポイント加算も可能（重複申請は不可）。

項番 9 小・中・高等学校への特別保育授業

- 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒に対して実施する授業のみを対象とする。
- 確認書類は、小学校、中学校、高等学校からの依頼文又は礼状とする。
- 保育見学の受入れは、「10 小・中・高等学校との交流」で認定するため、ポイントの加算対象としない。

<却下例>

- ・教職員又は保護者を対象とした授業
- ・大学、専門学校等、小・中・高等学校以外の教育施設への職員派遣

項番 10 小・中・高等学校との交流

- 小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒による保育園の見学、またはボランティア活動を受け入れる場合にポイントの加算対象とする。
- 生き方探求・中学生チャレンジ体験の受入れについては、本項目でポイントの加算対象とする。

- 小学校，中学校，高等学校へ園児が訪問する事業については，本項目でポイントの加算対象とする。

<却下例>

- ・大学，専門学校等，小・中・高等学校以外の学生との交流

項番 1 1 お年寄りとの交流

- 老人福祉施設への園児訪問，老人福祉施設の利用者に対する保育園への招待のように地域のお年寄りとの交流を目的とした事業に対してのみポイントの加算対象とする。
- 敬老参観のように園児の祖父母のみを対象とした事業についてはポイントの加算対象としない。

項番 1 2 アレルギー児対応

- 1年以内の医師の診断書又は「食物アレルギー食事指示書」が添付されていない場合は，アレルギー児の認定を行わない。

項番 1 3 その他食育への取り組み

- 離乳食作り講習会や試食会等の開催は本項目でポイント加算の対象とするが，別項目「6 子育て講座の園での実施」での申請も可能。ただし，本項目との重複認定は不可。
- 外部講師または視聴覚教材（DVD，ビデオ等）による食育に関する職員研修会については，「2 1 その他専門性向上への取り組み」で認定するため，本項目ではポイントの加算対象としない。

項番 1 4 休日保育（独自実施）

- 入園児のみを対象とした休日保育であっても，恒常的に実施している場合は，ポイントの加算対象とする。
- 運動会，お泊り保育のような園行事に付随して休日保育を実施している場合は，恒常的な取り組みではないため，ポイントの加算対象としない。

項番 1 8 新規採用支援

- 4月1日から10月1日までの間に，プール制基準における常勤職員を新たに雇用した園を対象とする。（非常勤職員を常勤職員として雇用した場合も含む。）
- 新たに採用する職員に対して，園独自にプール制基準を上回る処遇改善を実施していることを，ポイントの算定対象の条件とする。

（処遇改善の例）

- ・就職一時金の支給（職員に支給するものに限り，人材紹介料等は含まない。）
 - ・モデル給与表を上回る初任給
 - ・モデル給与表の支給係数に上乘せした賞与の支給
 - ・園が独自に設定している新規採用職員に対する手当の支給（住居手当等）
- 園の独自財源により実施するものを対象とし，処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ）を原資とし

て実施するものは、算定対象として認めない。

項番 19 人事評価制度の導入・実施

- 人事評価要綱又は人事評価シートを添付している場合は、ポイントの加算対象とする。
ただし、人事評価シートは、評価基準及び施設長の評価欄が設けられているものだけを加算対象とする。
- 自己申告書の添付だけでは人事評価制度との関連性が認められないため、ポイントの加算対象とはしない。

項番 20 専門職採用（看護師等）

- 看護師のほか、保健師・准看護師もポイントの算定対象とする。
- 1週間の勤務が概ね30時間以上である職員を常勤的職員とし、これ未満の職員を非常勤職員とする。
- 本項目の適用に当たっては、雇用契約の期間は問わない。（有期雇用の職員も対象とする。）

項番 21 その他専門性向上への取り組み

- 園内研修会は、外部講師又は視聴覚教材を利用した研修のみをポイントの加算対象とする。
- 保育士、調理師、栄養士、看護師の資格を取得するための支援制度は、助成金の支出又は勤務体制の配慮等が、就業規則や園の内規等で明確に規定され、職員にも周知が図られている場合にのみポイント加算の対象とする。
- 外部研修の受講は、ポイントの加算対象としない。
- 園での資格保有状況について、以下の場合にポイントの加算対象とする。
 - ・ 「社会福祉士」「福祉施設士」及び「管理栄養士」の資格を有する1週間の勤務が概ね40時間である常勤的職員のみをポイントの加算対象とし、類似資格はポイントの加算対象としない。
 - ・ 「教育・保育施設長専門講座受講」とは、（福）全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会が主催する講座の受講を指し、中央福祉学院の主催する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を含むものとする。ただし、修了証書の交付を受けている場合にのみポイントの加算の対象とする。
 - ・ 平成23年度以降の「(旧) 保育所長専門講座受講」については、3年度以内に全課程を受講した場合のみ、ポイントの加算対象とする（=修了証書の交付要件）。

項番 22 情報の積極的な開示

- ホームページを開設して、情報提供を行っている場合は、ポイントの加算対象とする。
- 園便り等によって財務諸表の開示を行っている場合は、ポイントの加算対象とする。